

新型コロナウイルス感染症対応に係る県の体制拡充について

新型コロナウイルス感染症の感染者数の急増に伴い、全庁的な支援体制の下で体制を拡充し、感染対策業務を推進します。

1 介護が必要な高齢者や障がい者等に対応した宿泊療養施設の開設・運用 [再掲]

医療機関の負担を軽減するとともに高齢者や障がい者等への医療提供体制を強化するため、介護が必要な軽症者に対応した専用の宿泊療養施設を新たに開設します。運用開始は令和 4 年 8 月上旬を予定しています。(想定対象者：クラスターが発生した介護施設利用者等)

2 疫学調査に係る体制拡充

疫学調査の実施体制については、これまでも状況に応じて必要な体制を確保してきましたが、感染が急拡大する中、高齢者、障がい者等に対して重点的な対応を行うとともに、確実に疫学調査を実施していくため体制を拡充しました。

今後も、感染拡大の状況に応じて、必要な体制を検討していきます。

(1) 疫学調査の見直し

ハイリスク者等への重点的な対応のため、オミクロン株の特性を踏まえて、内容の見直しを行いました。

(2) 保健所支援体制の強化

保健所業務を支援するため、各広域振興局及び保健所支援本部について、感染者の急拡大に対応できる疫学調査の実施体制を構築しました。

3 岩手県新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）の再実行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職員の感染も増加傾向にある中、全庁を挙げた業務支援を実施し新型コロナウイルス感染症対策を適切に進めるとともに、県民生活に多大な影響を及ぼす中核業務を優先的に実施する体制を構築するため、当面の間、BCPに基づき、業務の縮小・延期・中止等の見直しを行います。

これにより、社会経済活動をできる限り維持しながら、新型コロナウイルス感染症対策や社会的機能の維持等に欠くことができない業務を優先的に実施していきます。